

- 厚生労働省では、違法民泊取締り徹底のため、HPを以下のとおり刷新。
 - (1) 宿泊者及び事業者向けに、違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージを掲載。
 - (2) 地方自治体(京都市、新宿区)の違法民泊取締りの事案を紹介。

(1) 啓発メッセージ

違法民泊はやめましょう

- 近年、住宅の一部等を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する民泊サービスが広まっています。
- 民泊サービスを実施するためには、事業者は、旅館業法上の許可、住宅宿泊事業法の届出、国家戦略特区法上の認定のいずれかの手続きをとらなければなりません。こうした手続きをせず行政の監督を受けずに無断で実施している民泊サービスは、違法民泊です。

宿泊者の皆様へ～違法民泊の利用はやめましょう～

- 違法民泊の場合は、例えば以下のような問題が発生する可能性がより高いと考えられます。
 - ・衛生上の措置が講じられておらず、きちんと掃除されていない。
 - ・犯罪や病気等の緊急事態が発生しても、事業者が駆けつける体制が整っていない。
 - ・事業に対して近隣住民の理解が得られていないために、宿泊中に近隣住民から苦情を受ける。
 - ・火災が発生しても、火災警報が鳴らない、消火器がない、避難口がわからない等により、初期消火や避難が遅れる危険性が高い。
 - ・鍵が適切に管理されていないために、安心して宿泊できない。
- 旅館業法上の許可等を受けている合法物件は、保健所等の行政官庁の監督下にあるため、衛生管理や安全確保措置がきちんとなされています。

安心して宿泊サービスを受けるためにも、違法民泊を利用せず、安全・安全の確保された合法的な民泊を利用するようにしましょう。
- 合法的な民泊サービスをご利用いただくためには、適切なWEBサイトで民泊サービスを探していただくことが重要です。住宅宿泊事業法に基づく登録を受けた住宅宿泊仲介業者及び旅行業法に基づく旅行業者のWEBサイトにおいては、違法民

泊を取り扱わないこととしていますので、そうした業者の WEB サイトをご利用ください。登録を受けた住宅宿泊仲介業者及び民泊の仲介を行う予定の旅行業者は下記に一覧を掲載しております。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/mediation/attention.html>

事業者の皆様へ～民泊サービスは合法的に実施しましょう～

- 違法民泊を実施することについては、旅館業法違反により罰則の対象となることはもちろんですが、例えば以下のような問題が発生することにより、中長期的に安定的に運営することが難しくなりがちだけでなく、大切な資産が台無しになる結果を招くことが懸念されます。
 - ・近隣住民の理解を得られていないために、宿泊者が宿泊中に苦情を受け、その結果、安心・快適に宿泊できず、いわゆる口コミ情報等における宿泊からの評価が低くなる。
 - ・衛生管理が適切に行われていないために、不潔と感じる宿泊者が多くなり、いわゆる口コミ情報等における宿泊からの評価が低くなる。
 - ・火災発生時に宿泊者の安全を守るために必要な設備の設置や防火管理体制が適切に行われていないため、宿泊者の人命が損なわれる可能性がある。
 - ・消防用設備等や防火管理体制に不備があり、消防署から行政指導を受けたり、行政処分の対象となったりすることがある。
 - ・本人確認を適切に実施しないことにより、重大な犯罪の現場や、犯罪者の潜伏場所として悪用されるおそれがある。
- 事業実施について近隣住民の方にもご理解いただき、安心・安全で快適なサービスを宿泊者に提供するためにも、民泊サービスは合法的に実施しましょう。

(2) 地方自治体の違法民泊取締り事案の紹介

○下記の2自治体の以下の事例を掲載。

①京都市

- ・旅館業法第7条の2第3項に基づく無許可営業施設への緊急命令の発出
- ・旅館業（簡易宿所営業）に対する営業停止命令及び業務改善命令の発出

②新宿区

- ・区内4警察署との「住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための覚書」締結